（前のページより続き）

○保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（同一四三）　一七二
○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（同一四四）　一八二
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同一四五）　二三二
○予防接種実施規則の一部を改正する省令（同一四六）　二三三
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産七〇）　二三三
○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（同七一）　二三七
○高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業七二）　二四五
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同七三）　二四九
○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令（同七四）　二五九
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通八〇）　二七〇
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整理に関する省令（防衛二四）　二六二

〔規　則〕

○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（国家公安委二一）　二九一

〔法規的告示〕

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（個人情報保護委九）　三〇一
○子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件の一部を改正する件（こども家庭庁一六）　三〇二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第五十五号に規定する法務大臣の定める特定自動車運送業準備外国人支援計画及び特定自動車運送業準備雇用契約の基準等を定める件の一部を改正する件（法務七九）　三〇三
○健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（厚生労働三六〇）　三〇三
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（同三六一）　三一一
○労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（同三六二）　三一三
○医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（同三六三）　三一四
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同三六四）　三一〇
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅱ、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（同三六五）　三一五
○雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件（同三六六）　三一三
○医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示（同三六七）　三一三
○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（同三六八）　三一七
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（同三六九）　三一五
○平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の一部を改正する告示（農林水産一五〇〇）　三一五
○ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件（同一五〇一）　三一七
○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件の一部を改正する件（同一五〇二）　三一九
○一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条等に基づき経済産業大臣が定める額の一部を改正する告示（経済産業一二五）　三二〇
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通一一七九）　三二一
○令和九年度における公営住宅法第十六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件（同一一八〇）　四一三
○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める件（同一一八一）　四一五
○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（同一一八二）　四一六

〔その他告示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府一二一）　四一九